

令和5年度 第1回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 広島県最低賃金専門部会委員名簿(令和5年度)

資料 No. 2 令和5年最低賃金に関する実態調査の概要

P. 1

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和5年度

広島労働局

令和5年7月24日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹労連産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
使用者代表	巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和5年

最低賃金に関する実態調査の概要

広島労働局

【令和5年7月19日作成】

令和5年

最低賃金に関する実態調査の概要

資料目次

別添1	最低賃金に関する実態調査の概要について	P 3
別添2	統計用語について	P 4
別添3	令和5年 地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数	P 6
別添4	令和5年 地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額	P 7
別添5	規模別賃金分位数と対前年増減率の推移	P 8
別添6	令和5年 賃金分布図(グラフ)	P 10
	1 賃金分布図【全労働者】	
	2 賃金分布図【一般労働者】	
	3 賃金分布図【パート労働者】	
別添7	全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移	P 13
別添8	全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移	P 14
別添9	令和5年 広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表	P 15
別添10	広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)	P 16

最低賃金に関する実態調査の概要

別添1

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

広島県全域

(2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「平成30年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所から無作為に抽出した事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及びその方法

調査方法については、通信調査又はオンライン調査とし、令和5年6月分の賃金等を対象として、5~6月に実施した。

統計用語について

1 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値となる点です。

2 分布範囲とは

分布範囲とは、分布の最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。

この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

令和5年 地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	2.5	7,975
規模(1~9人)	4.5	6,397
規模(10~29人)	0.8	1,285
規模(30~99人)	1.1	293

全労働者数	325,107
-------	---------

資料出所：広島労働局「令和5年 最低賃金に関する実態調査結果」

令和5年 地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額

	中位数	時間当たり平均賃金額
	円	円
規模計	1,200	1,450
規模(1~9人)	1,232	1,511
規模(10~29人)	1,184	1,397
規模(30~99人)	1,274	1,440

資料出所：広島労働局「令和5年最低賃金に関する実態調査結果」

規模別賃金分位数と対前年増減率の推移

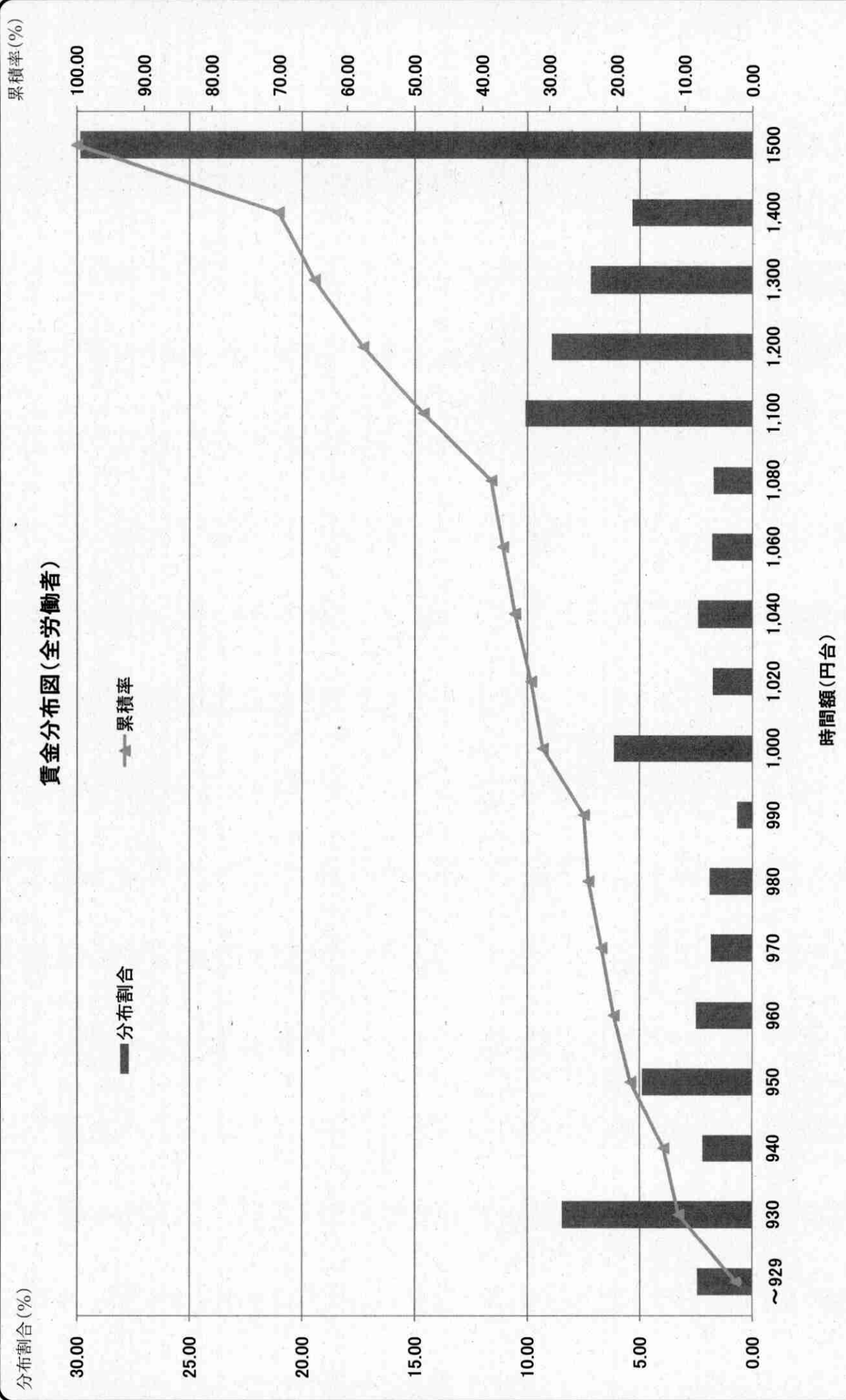
別添5

規模	内 訳	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
合 計	第1・20分位数 (円)	800	820	848	872	871	900	930
	対前年増減率 (%)	11.11%	2.50%	3.41%	2.83%	-0.11%	3.33%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	800	846	850	880	880	900	931
	対前年増減率 (%)	6.67%	5.75%	0.47%	3.53%	0.00%	2.27%	3.44%
	第1・4分位数 (円)	881	915	920	930	930	950	1,000
	対前年増減率 (%)	10.13%	3.86%	0.55%	1.09%	0.00%	2.15%	5.26%
	中 位 数 (円)	1,100	1,174	1,200	1,172	1,101	1,172	1,200
	対前年増減率 (%)	10.00%	6.73%	2.21%	-2.33%	-6.06%	6.45%	2.39%
労 働 者 数 (人)	449,084	403,723	381,784	339,906	419,515	364,347	325,107	
規模	内 訳	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
1 5 9 人	第1・20分位数 (円)	800	820	850	871	871	899	930
	対前年増減率 (%)	9.59%	2.50%	3.66%	2.47%	0.00%	3.21%	3.45%
	第1・10分位数 (円)	800	850	850	880	880	900	930
	対前年増減率 (%)	6.67%	6.25%	0.00%	3.53%	0.00%	2.27%	3.33%
	第1・4分位数 (円)	882	978	943	940	950	950	987
	対前年増減率 (%)	10.25%	10.88%	-3.58%	-0.32%	1.06%	0.00%	3.89%
	中 位 数 (円)	1,080	1,250	1,196	1,177	1,134	1,154	1,232
	対前年増減率 (%)	8.00%	15.74%	-4.32%	-1.59%	-3.65%	1.76%	6.76%
労 働 者 数 (人)	201,173	181,843	121,146	118,504	178,148	154,531	141,673	
規模	内 訳	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
1 0 5 2 9 人	第1・20分位数 (円)	798	820	845	872	871	900	930
	対前年増減率 (%)	10.83%	2.76%	3.05%	3.20%	-0.11%	3.33%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	800	830	850	880	880	900	940
	対前年増減率 (%)	6.67%	3.75%	2.41%	3.53%	0.00%	2.27%	4.44%
	第1・4分位数 (円)	875	900	900	900	920	950	1,000
	対前年増減率 (%)	9.38%	2.86%	0.00%	0.00%	2.22%	3.26%	5.26%
	中 位 数 (円)	1,099	1,087	1,131	1,120	1,090	1,191	1,184
	対前年増減率 (%)	12.26%	-1.09%	4.05%	-0.97%	-2.68%	9.27%	-0.59%
労 働 者 数 (人)	199,712	172,977	173,968	176,783	213,601	183,312	157,582	
規模	内 訳	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
3 0 5 9 9 人	第1・20分位数 (円)	805	820	865	880	871	900	930
	対前年増減率 (%)	11.81%	1.86%	5.49%	1.73%	-1.02%	3.33%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	830	842	900	937	872	910	940
	対前年増減率 (%)	10.81%	1.45%	6.89%	4.11%	-6.94%	4.36%	3.30%
	第1・4分位数 (円)	940	950	1,067	1,080	930	970	1,000
	対前年増減率 (%)	15.34%	1.06%	12.32%	1.22%	-13.89%	4.30%	3.09%
	中 位 数 (円)	1,219	1,217	1,303	1,307	1,101	1,117	1,274
	対前年増減率 (%)	10.42%	-0.16%	7.07%	0.31%	-15.76%	1.45%	14.06%
労 働 者 数 (人)	48,199	48,903	86,670	44,619	27,766	26,504	25,852	

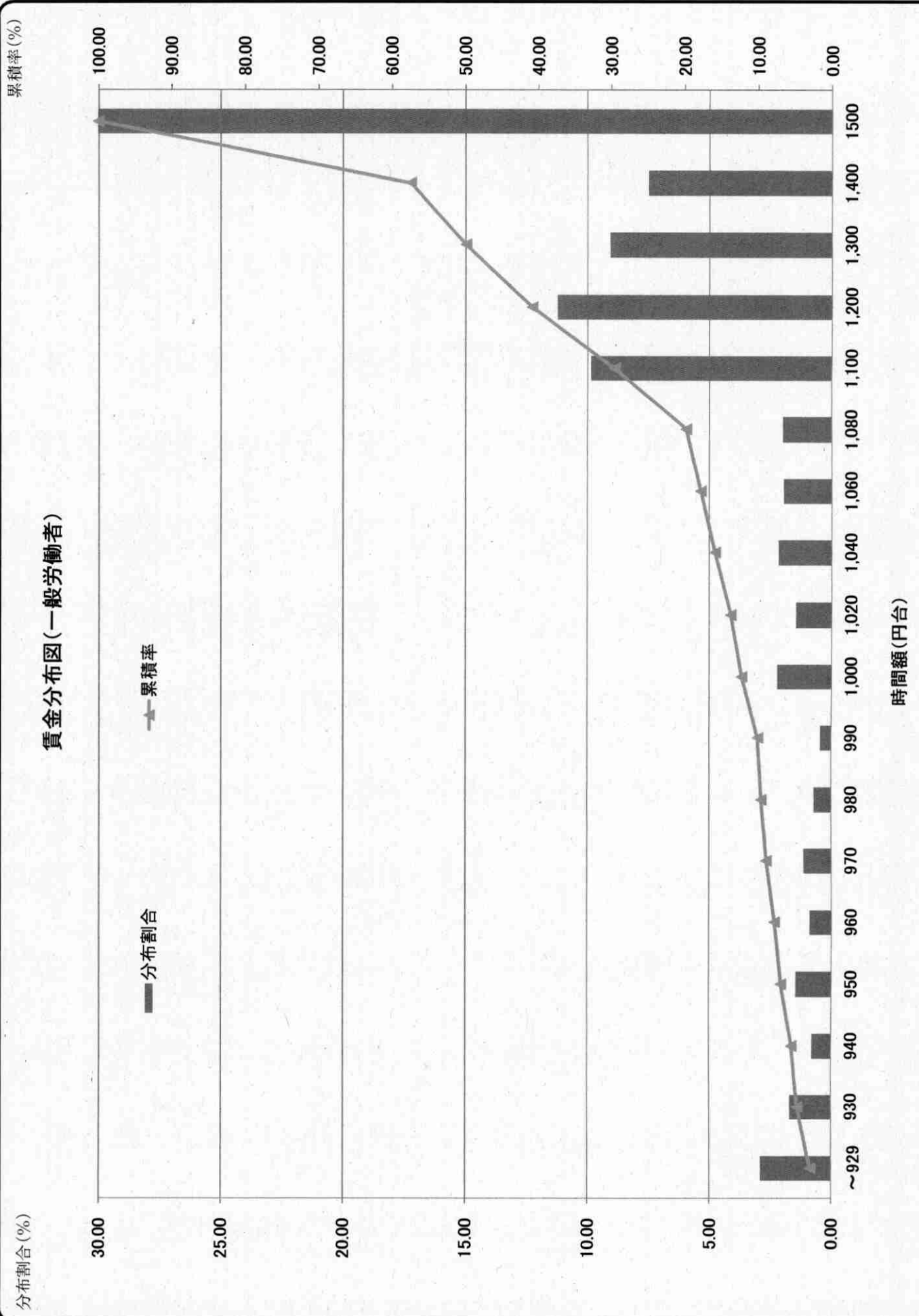
(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

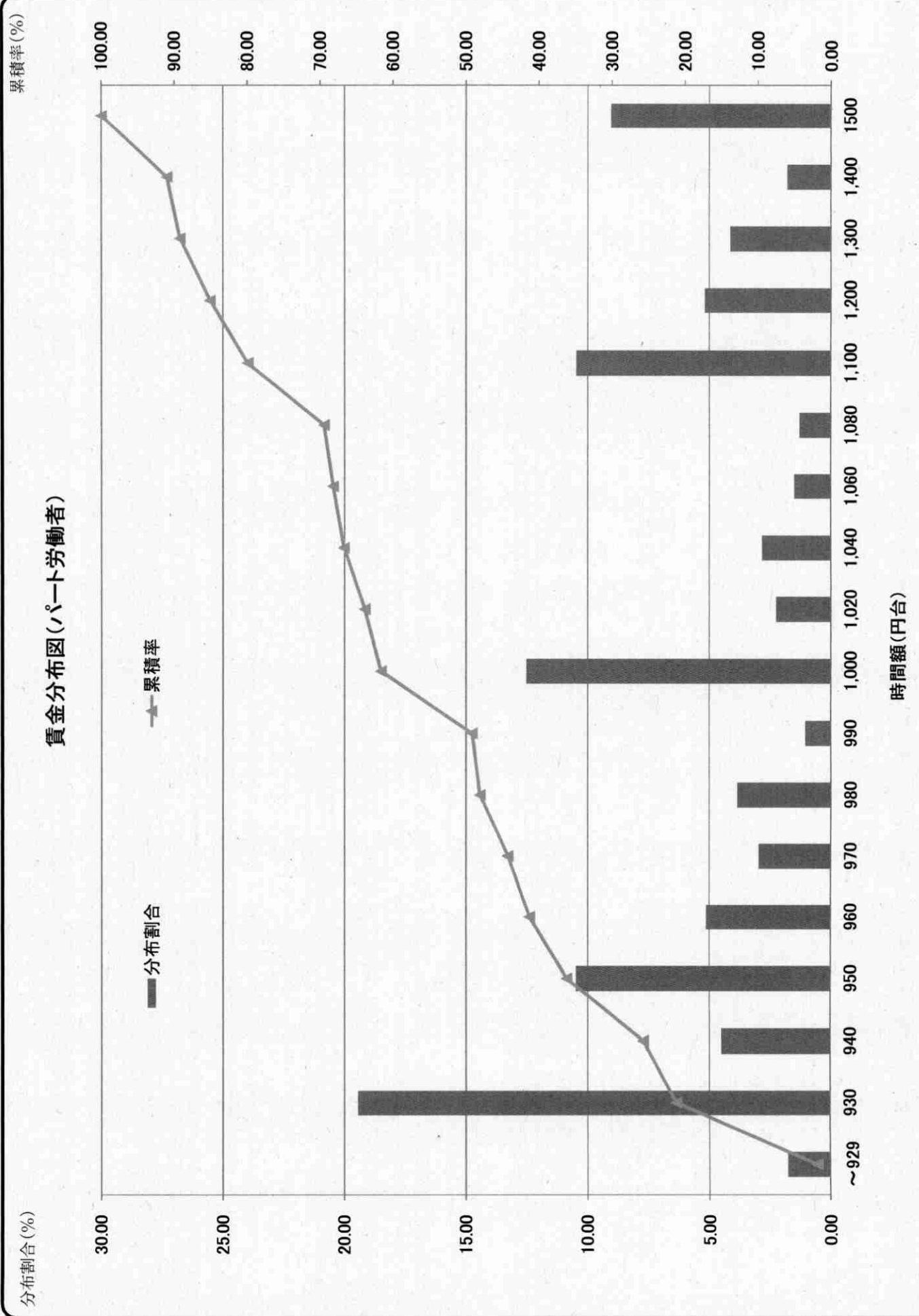
年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時 間 額	818	844	871	871	899	930	
引 上 率 (%)	11.60%	3.18%	3.20%	0.00%	3.21%	3.45%	
発 効 日	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R3.10.1	R4.10.1	
未 満 率 (%)	1.0%	1.3%	2.5%	2.2%	2.6%	1.6%	
影 響 率 (%)	11.9%	9.6%	13.1%	2.2%	13.8%	20.1%	



賃金分布図(一般労働者)



賃金分布図(パート労働者)



全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

別添7

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
全国	地域別最低賃金 (円) 《加重平均》	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
	未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2
Bランク	未満率 (%)	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%)	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
広島県	地域別最低賃金 (円)	719	733	750	769	793	818	844	871	871	899	930
	未満率 (%)	0.3	0.8	1.7	1.0	1.4	1.0	1.3	2.5	2.2	2.6	1.6
	影響率 (%)	4.1	6.9	7.8	7.7	7.3	11.9	9.6	13.1	2.2	13.8	20.1

資料出所：全国及びBランクの数値：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24年度～令和4年度）

広島の数値：広島労働局「最低賃金に関する実態調査」（平成24年度～令和4年度）

(注) 1 地域別最低賃金額(以下、単に「最低賃金額」という)は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。

3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。

年度	広島		全国		Bランク
	改定後の最低賃金額	影響率(%)	改定後の最低賃金額	影響率(%)	影響率(%)
平成元年	475	3.1	492		
2年	498	3.2	516	4.5	
3年	525	3.1	542	3.5	
4年	545	2.6	565	2.9	
5年	564	1.4	583	2.1	
6年	577	1.4	597	2.1	
7年	591	1.7	611	1.9	
8年	604	1.6	623	2.1	
9年	615	2.4	637	2.0	1.9
10年	627	2.3	649	2.1	1.7
11年	633	1.8	654	1.9	1.6
12年	638	1.8	659	1.9	3.3
13年	643	1.7	663	1.8	1.5
14年	644	1.3	663	1.9	2.1
15年	644	1.5	664	1.6	1.4
16年	645	1.2	665	1.5	1.1
17年	649	0.7	668	1.6	1.3
18年	654	1.3	673	1.5	1.3
19年	669	2.5	687	2.2	1.9
20年	683	2.2	703	2.7	2.8
21年	692	2.3	713	2.7	1.9
22年	704	4.8	730	4.1	3.2
23年	710	4.4	737	3.4	2.9
24年	719	4.1	749	4.9	3.1
25年	733	6.9	764	7.4	5.4
26年	750	7.8	780	7.3	5.2
27年	769	7.7	798	9.0	6.0
28年	793	7.3	823	11.1	8.6
29年	818	11.9	848	11.9	9.8
30年	844	9.6	874	13.8	12.3
令和元年	871	13.1	901	16.3	14.2
令和2年	871	2.2	902	4.7	3.4
令和3年	899	13.8	930	16.2	14.9
令和4年	930	20.1	961	19.2	18.9

(注) 1 資料出所：毎年の厚生労働省及び広島労働局の「最低賃金実態調査」による。

2 「影響率」とは、最低賃金を改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指す。

3 全国の最低賃金額は、加重平均である。

4 広島県は、平成12年度にCランクからBランクに変更された。

【一般労働者+パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	
【 現 行 】		930							
1	0.11	931	10.0	32,412	4.1	8,347	19.5	24,065	
2	0.22	932	10.4	33,706	4.2	8,503	20.4	25,204	
3	0.32	933	10.4	33,706	4.2	8,503	20.4	25,204	
4	0.43	934	10.5	34,019	4.3	8,629	20.6	25,389	
5	0.54	935	10.5	34,083	4.3	8,682	20.6	25,401	
6	0.65	936	10.7	34,911	4.3	8,741	21.2	26,170	
7	0.75	937	10.8	34,985	4.4	8,816	21.2	26,170	
8	0.86	938	10.9	35,308	4.5	9,138	21.2	26,170	
9	0.97	939	10.9	35,472	4.6	9,302	21.2	26,170	
10	1.08	940	10.9	35,472	4.6	9,302	21.2	26,170	
11	1.18	941	12.4	40,290	4.9	9,828	24.7	30,462	
12	1.29	942	12.4	40,290	4.9	9,828	24.7	30,462	
13	1.40	943	12.4	40,459	4.9	9,907	24.7	30,552	
14	1.51	944	12.6	40,861	5.1	10,309	24.7	30,552	
15	1.61	945	12.6	41,109	5.2	10,401	24.9	30,708	
16	1.72	946	12.8	41,658	5.3	10,637	25.1	31,022	
17	1.83	947	13.0	42,224	5.3	10,724	25.5	31,500	
18	1.94	948	13.0	42,224	5.3	10,724	25.5	31,500	
19	2.04	949	13.0	42,402	5.4	10,842	25.6	31,561	
20	2.15	950	13.1	42,591	5.4	10,875	25.7	31,716	
21	2.26	951	17.5	56,860	6.5	13,039	35.5	43,821	
22	2.37	952	17.5	56,962	6.5	13,140	35.5	43,821	
23	2.47	953	17.6	57,106	6.6	13,236	35.5	43,870	
24	2.58	954	17.6	57,106	6.6	13,236	35.5	43,870	
25	2.69	955	17.6	57,315	6.6	13,236	35.7	44,079	
26	2.80	956	17.7	57,681	6.6	13,288	35.9	44,393	
27	2.90	957	17.7	57,704	6.6	13,311	35.9	44,393	
28	3.01	958	17.9	58,049	6.7	13,469	36.1	44,580	
29	3.12	959	17.9	58,190	6.8	13,609	36.1	44,580	
30	3.23	960	18.0	58,466	6.9	13,813	36.2	44,653	
31	3.33	961	19.7	63,907	7.1	14,248	40.2	49,659	
32	3.44	962	19.7	63,963	7.1	14,304	40.2	49,659	
33	3.55	963	19.8	64,216	7.1	14,409	40.3	49,807	
34	3.66	964	19.8	64,429	7.2	14,418	40.5	50,012	
35	3.76	965	20.0	65,025	7.3	14,688	40.8	50,337	
36	3.87	966	20.3	65,905	7.5	15,189	41.1	50,716	
37	3.98	967	20.4	66,171	7.6	15,266	41.2	50,905	
38	4.09	968	20.4	66,232	7.6	15,327	41.2	50,905	
39	4.19	969	20.5	66,521	7.7	15,555	41.3	50,966	
40	4.30	970	20.5	66,561	7.7	15,595	41.3	50,966	
41	4.41	971	21.5	69,776	8.0	16,161	43.4	53,615	
42	4.52	972	21.6	70,106	8.2	16,449	43.4	53,657	
43	4.62	973	21.7	70,415	8.2	16,603	43.6	53,812	
44	4.73	974	21.7	70,706	8.3	16,833	43.6	53,873	
45	4.84	975	21.8	70,900	8.3	16,833	43.8	54,067	
46	4.95	976	22.0	71,639	8.6	17,281	44.0	54,359	
47	5.05	977	22.1	71,798	8.6	17,404	44.0	54,394	
				全労働者数	325,107	全労働者数	201,615	全労働者数	123,492

(注) 資料出所: 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)

別添10

年度	時間額(円)	日額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成元年度	475	3,763	19	4.17	H1.10.11
平成2年度	498	3,979	23	4.84	H2.10.14
平成3年度	525	4,180	27	5.42	H3.10.21
平成4年度	545	4,359	20	3.81	H4.10.24
平成5年度	564	4,496	19	3.49	H5.10.16
平成6年度	577	4,605	13	2.30	H6.10.5
平成7年度	591	4,712	14	2.43	H7.10.5
平成8年度	604	4,812	13	2.20	H8.10.1
平成9年度	615	4,920	11	1.82	H9.10.1
平成10年度	627	5,012	12	1.95	H10.10.1
平成11年度	633	5,059	6	0.96	H11.10.1
平成12年度	638	5,104	5	0.79	H12.10.1
平成13年度	643	5,142	5	0.78	H13.10.1
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1
令和4年度	930	—	31	3.45	R4.10.1